

凡此趣也、其宗旨により、佛名神名、日蓮宗杯は三十番神など改書べし、各の神おろしの内へ書事勿論之儀也、一篇不可心得、此外靈社七枚起請文など云事有、又宛所の事、其人に宛不書事もあり、時によるべし、又門弟になりたる時、師弟を起請取替事有之、門人よりは、致傳授候數箇條、雖爲一事他見仕間敷候など、有べし、師匠よりは、令傳授候事、少も不相殘など、文言色々可有之、連判之時は、與次第賞翫之人を書べし、又裏書杯も與次第上り也、

〔諸役誓詞前書〕罰文

梵天帝釋四大天王、總日本六十餘州大小神祇、殊伊豆箱根兩所權現、三島大明神、八幡大菩薩、天滿大自在天神、部類眷屬神罰冥罰、各可罷蒙者也、仍起請如件、

諸向御役儀之起請文前書

但老中之宅、或ハ十一日、式日評定所判元見之、

老中、若年寄御側衆右衛門督殿刑部卿殿、御守并、與向衆御同朋頭ハ、與向ニ而判元有之、

中奥御小姓御番ハ、若年寄之宅判元有之、

起請文前書

一今度所司代被仰付候上は、聊以御後闇儀不仕、諸事依怙最引なく、正路に相計可申事、

附、御威光を以、身威勢專に仕覺悟持申間敷事、

一禁裏御所方御用等之儀精を出し、萬端御爲能様可仕候、先例有之儀たりといふとも、公義御爲に如何與存候儀は、遠慮仕間敷事、

附、堂上方と親族縁類たりといふ共、取わけて入魂致まじき事、

一京都諸寺社并町人に至迄、公事訴訟に、順路に沙汰可仕事、

一奉對御爲何事によらず心付候事は、各々可申達候、縦上意之儀候共、御爲不可然儀は、可申上事、